

9/14(木)
事前説明会
開催します!!

みやま市創業塾

これから新規開業を目指している方や開業後経営が不安な方を対象に、経営の知識を基礎から学べる創業塾を開催します。

4日間をかけて、創業に向けてのビジネスプランの作成支援や、具体的な事業計画書作成など、受講者のみなさまの不安や問題点の解決を行います。みなさまの参加をお待ちしております!!



開催日程	開催日	時間	主なプログラム	内容
事前説明会	9/14(木)	18:30～ 19:30	創業塾の概要について	カリキュラム説明
創業塾 1日目	9/23(土)	9:30～ 16:30	開校式、ビジネスプラン作りの準備、創業体験談	受講生自己紹介、創業について
2日目	9/30(土)	9:30～ 16:30	ビジネスプランの作成、ビジネス事例	事業領域の設定、マーケティングの基礎、スケジューリング
3日目	10/14(土)	9:30～ 16:30	ビジネスプランの作成、ビジネス事例	売上・仕入等の算定、資金繰り計画
4日目	10/28(土)	9:30～ 16:30	開業手続、創業後の経営、プランの発表	労務・人材・税務について、作成したプランの発表

会場

みやま市商工会 2階会議室(瀬高町下庄 2208-1)

対象者

創業をお考えの方、創業に興味・関心のある方
(開業されている方でも可能です)

定員

10名程度(定員になり次第締め切り)

講師

中小企業診断士、日本政策金融公庫 専門家 他

受講料

3,000円

申込方法

裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、
FAX にてお申込み下さい。

申込先

みやま市商工会 TEL0944-63-8000/FAX0944-63-8344
e-mail: miyama@shokokai.ne.jp



注目

本創業塾は、みやま市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業であり、創業塾を受講し創業に必要な知識を取得したと認められた方は、みやま市へ申請する事により特定創業支援を受けた創業者として証明書が交付されます。証明を受ける事により登録免許税の軽減や創業関連保証拡大などの優遇措置や創業者支援補助金が受けられます。(※裏面参照)



創業支援について

みやま市創業支援事業計画は、市と民間の創業支援事業者が連携した創業・起業の促進を行う取り組みとして、産業競争力強化法に基づき、平成27年4月24日付で国の認定を受けました。

みやま市では、この計画に基づき、特定創業支援事業を受けられた方で、みやま市が証明書を発行した場合は、下記のような支援を受けることができます。

- (1) 会社を設立する際の登録免許税の軽減
 株式会社を設立する場合 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免。
 最低税額15万円の場合は7.5万円の減免
- (2) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠の拡大
 1,000万円から1,500万円に拡充（6か月前から支援を受けることが可能）
 ※特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。
- (3) 新たに創業する者に対して創業等に要する経費の一部を補助《新規》
 補助対象経費の1/2（上限50万円）

※詳細については、お問合せください。
 みやま市商工会 TEL0944-63-8000
 みやま市商工観光課 TEL0944-64-1523



みやま市商工会 行
 (FAX0944-63-8344)

みやま市創業塾 受講申込書

ふりがな		電話番号 (携帯番号)	
氏名		FAX	
住所	〒	創業業種	
Email		現職	有 ・ 無

※今回の申込書に基づく情報は、当所からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります